



島根県報

平成20年 7月22日 (火)
第 2,002 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (2 件)	(高 齢 者 福 祉 課)	2
補助金等交付規則第 3 条の規定により島根県児童福祉施設等施設整備費補助金等の交付の対象等を定める告示	(青 少 年 家 庭 課)	3
土地改良区の役員の就任及び退任 (2 件)	(農 村 整 備 課)	3
保安林の指定 (3 件)	(森 林 整 備 課)	4
保安林予定森林 (2 件)	(")	5
森林法189条の規定による告示及び掲示 (2 件)	(")	6
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (3 件)	(中 小 企 業 課)	8
人委告示		
平成20年度島根県職員採用高校卒業程度試験及び職員 (資格免許職) 採用試験の実施		10

告 示

島根県告示第613号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成20年 7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
城東神庭歯科	松江市西尾町476 - 3	平成20年 6月30日

島根県告示第614号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		実施する事業	事業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 安来市社会福祉協議会	安来市安来町878 - 1	介護予防支援事業	安来市地域包括支援センター	安来市広瀬町広瀬754番地	平成20年4月1日
ティーエムファーマシー株式会社	雲南市大東町飯田92 - 7	居宅療養管理指導	おおぎ調剤薬局	雲南市大東町大東1083 - 1	平成20年4月1日
ティーエムファーマシー株式会社	雲南市大東町飯田92 - 7	介護予防居宅療養管理指導	おおぎ調剤薬局	雲南市大東町大東1083 - 1	平成20年4月1日
益美コンサルタント株式会社	益田市美都町仙道915番地1	認知症対応型通所介護	デイサービス あんず	益田市美都町仙道693番地	平成20年6月14日

島根県告示第615号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成20年7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社木佐設計	福祉用具貸与	エル	島根県松江市殿町295 - 3	平成20年7月10日
	介護予防福祉用具貸与			
	特定福祉用具販売			
	特定介護予防福祉用具販売			

島根県告示第616号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成20年7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 松江テクノサービス	訪問看護	訪問看護ステーション すずかけの樹	松江市上乃木10丁目2番14号	平成20年7月15日
	介護予防訪問看護			

島根県告示第617号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第 3 条の規定により、島根県児童福祉施設等施設整備費補助金等の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第 3 条の規定により児童福祉施設等施設整備費補助金等の交付の対象等を定める告示（平成19年島根県告示第318号）は、廃止する。

平成20年 7 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県児童福祉施設等施設整備費補助金等

2 補助金等の交付の目的

児童福祉施設の整備を促進し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

3 補助金等の交付の対象である事業、施設の種類の、補助事業者の範囲及び交付の率

交付の対象である事業	施設の種類の	補助事業者の範囲	交付の率	
			創設等	その他
児童福祉施設の施設整備	助産施設	社会福祉法人 日本赤十字社 公益法人	3 分の 2 以内	3 分の 2 以内
	乳児院			
	母子生活支援施設			
	児童養護施設			
	情緒障害児短期治療施設	社会福祉法人	3 分の 2 以内	3 分の 2 以内
児童家庭支援センター				
児童館の施設整備	小型児童館	市町村 社会福祉法人 公益法人	3 分の 2 以内	3 分の 2 以内
	児童センター			
放課後児童クラブ室の施設整備	放課後児童クラブ室	市町村	3 分の 2 以内	

備考 創設等とは、施設の創設、大規模修繕等、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備及び老朽民間児童福祉施設整備をいう。

島根県告示第618号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年 7 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

鹿足郡津和野町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

監事

山下 淳 鹿足郡津和野町中曾野355番 3 地

永田 寿秋 鹿足郡津和野町笹山821番地

石井 健達 鹿足郡津和野町田二穂108番地 1

2 就任年月日

平成20年5月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

監事

山下 淳 鹿足郡津和野町中曾野355番3地

河野 昇 鹿足郡津和野町高峯289番地1

永田 寿秋 鹿足郡津和野町笹山821番地

島根県告示第619号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

鹿足郡日原町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

大庭 一人 鹿足郡津和野町富田二294番地

2 就任年月日

平成20年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

西村 賢 鹿足郡津和野町富田二260番地

島根県告示第620号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市三瓶町野城字藤谷鉢床下モイ818 - 1、字藤谷鉢床イ819、字トヤケ東イ829 - 2、字トヤケイ830、イ833 - 15、字クチナワ淵西イ834、字西ヶ谷イ837

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第621号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町上山佐1177 - 1、1178 - 2、3010、3011 - 1 から3011 - 3 まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第622号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市美保関町七類178から182まで、182続 1、183から185まで、185続 1、186から188まで、189 - 1、189 - 2、2674から2676まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第623号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示す

る。

平成20年7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市西忌部町字大谷1889、字大平山1896 - 1、字屋敷山1897、字奥明谷1898
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は択伐による。
 - イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第624号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
雲南市大東町新庄568、570、581 - 4、585、588、589、793、798、867、868 - 1から868 - 5まで、869、870 - 1、1061、1062 - 1、1063 - 1、1064 - 1、1065 - 1、1066 - 1、1067 - 1、1068 - 1、1068 - 2、1069、1070 - 1、1070 - 2、1071 - 1、1072 - 1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第625号

平成20年島根県告示第151号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市吉田町民谷字民谷1258 - 8	藤原ヨシエ	雲南市吉田町民谷826
雲南市吉田町吉田字梅木3701、3971	石原 光邦	雲南市吉田町吉田2547
雲南市吉田町吉田字菅谷4306 - 1	赤崎 宏之	熊本市三郎 1 - 5 - 24
雲南市吉田町民谷字民谷1258 - 8	景山 秀市	雲南市吉田町民谷266
雲南市吉田町民谷字民谷1258 - 8	須山 孝一	雲南市吉田町民谷407
雲南市吉田町吉田字菅谷4306 - 1	岡本 達也	東京都世田谷区成城 3 - 16 - 53
雲南市吉田町吉田字梅木3675 - 1	西代 良徳	名古屋市千種区仲田本通 4 - 22
雲南市吉田町深野字三谷501 - 34、501 - 36	小林 誠	姫路市大善町55
雲南市吉田町吉田字杉戸3857 - 1	都間 弘之	広島市安芸郡海田町つくも町 2 - 5 - 403
雲南市吉田町吉田字大吉田3555 - 1	池田 賢三	松江市嫁島町 9 - 27
雲南市吉田町民谷字民谷1258 - 8	阿波 有友	雲南市吉田町民谷1036
雲南市吉田町吉田字梅木3686	阿部 豊	雲南市吉田町吉田2551
雲南市吉田町吉田字梅木3758 - 2、3931 - 1、 3931 - 2、3936 - 2	福島 森夫	簸川郡斐川町大字直江町1555 - 33
雲南市吉田町吉田字梅木3689 - 2、3689 - 3、 3690 - 1、3690 - 2、3968 - 4、3968 - 16	糸原 光夫	雲南市吉田町吉田765 - 7

島根県告示第626号

平成20年島根県告示第197号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成20年 7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
奥出雲町大馬木2500 - 22、2500 - 89	唐桶 正壽	仁多郡奥出雲町大馬木150
奥出雲町大馬木2500 - 22、2500 - 89	小早川林市	仁多郡奥出雲町大馬木2500 - 2
奥出雲町大馬木2816 - 1、2816 - 39	小早川芳定	千葉県市川市大洲町4008
奥出雲町大馬木2500 - 22、2500 - 89	千原 武芳	仁多郡奥出雲町大馬木368
奥出雲町大馬木2500 - 22、2500 - 89	千原 正吉	仁多郡奥出雲町大馬木356
奥出雲町大馬木2771 - 38	藤原 寿夫	仁多郡奥出雲町大馬木2761内 1
奥出雲町大馬木2770 - 12	藤原 武義	仁多郡奥出雲町大馬木922
奥出雲町大馬木2770 - 12	藤原 秀敏	岡山県倉敷市平田91 - 13
奥出雲町大馬木2500 - 22、2500 - 89	杠 良智	大阪市城東区今福北15番地城東寮

島根県告示第627号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成20年7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロックショッピングセンター大田 大田市長久町土江字八石646番地2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

ロック開発株式会社 代表取締役 羽間 和彦 東京都千代田区神田佐久間河岸67

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）ロック開発株式会社 代表取締役 横田 稔弘

（変更後）ロック開発株式会社 代表取締役 羽間 和彦

(4) 変更の年月日

平成18年5月26日

2 届出年月日

平成20年7月11日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課（大田市大田町大田口1111番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること

島根県告示第628号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成20年 7 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロックショッピングセンター大田 大田市長久町土江字八石646番地 2 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

ロック開発株式会社 代表取締役 羽間 和彦 東京都千代田区神田佐久間河岸67

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

(変更前) (開店時刻) 午前 9 時 (閉店時刻) 午後11時

(変更後) (開店時刻) 午前 8 時 (閉店時刻) 午後11時

(4) 変更の年月日

平成20年 8 月12日から15日までの 4 日間

2 届出年月日

平成20年 7 月11日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課 (大田市大田町大田口1111番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること

島根県告示第629号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成20年 7 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ出雲ショッピングセンター 出雲市渡橋町1066番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

(変更前)(開店時刻)午前9時(閉店時刻)午後11時

(変更後)(開店時刻)午前8時(閉店時刻)午後11時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)午前8時30分から午後11時30分まで

(変更後)午前7時30分から午後11時30分まで

エ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)(出入口)5箇所

(変更後)(出入口)4箇所

(4) 変更の年月日

ア及びエの変更 平成20年9月1日

イ及びウの変更 平成20年8月12日から15日までの4日間

2 届出年月日

平成20年7月11日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課(出雲市今市町109番地1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第5号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第18条第1項の規定に基づき、平成20年度島根県職員採用高校卒業程度試験及び職員(資格免許職)採用試験を次のとおり実施する。

平成20年7月22日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成20年8月4日(月)~同年9月5日(金)

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)。郵送による場合は、9月5日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、8月29日(金)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種類	試験区分	採用予定人員	職務内容
高校卒業程度	一般事務	1名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事
	土 木	1名	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画等に関する計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事
	電 気	1名	島根県の諸機関に勤務し、建築物に係る電気設備等に関する設計・施工管理、発電所等の電気設備の運転・保守管理又は防災行政無線設備の管理等の業務に従事
	学校事務 A・B (出雲地区)	A 8名 B 4名	島根県教育庁松江教育事務所及び出雲教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
	学校事務 A・B (石見地区)	A 2名 B 1名	島根県教育庁浜田教育事務所及び益田教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
	警察事務	2名	島根県警察の諸機関に勤務し、警察事務に従事
資格免許職	保健師	2名	保健所等に勤務し、専門的業務に従事
	診療放射線技師	2名	県立病院又は保健所等に勤務し、専門的業務に従事
	作業療法士	1名	
	司 書	3名	県立高校又は県立図書館等に勤務し、専門的業務に従事
	警察保健師	1名	島根県警察本部に勤務し、職員の健康管理、保健指導等の業務に従事

- (注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。
 2 申込受付後の試験区分の変更は認めない。
 3 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、学歴、資格等

試験の種類 又は試験区分	年 齢 ・ 資 格 等
高校卒業程度 (学校事務 A を除く)	昭和62年 4 月 2 日から平成 3 年 4 月 1 日までに生まれた者
高校卒業程度 (学校事務 A)	昭和54年 4 月 2 日から昭和62年 4 月 1 日までに生まれた者
司 書	昭和56年 4 月 2 日以降に生まれた者で、司書の資格を有するもの又は平成21年 3 月末までに当該資格を取得する見込みのもの
診療放射線技師	昭和55年 4 月 2 日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有するもの又は平成21年 3 月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
作 業 療 法 士	昭和55年 4 月 2 日以降に生まれた者で、作業療法士の免許を有するもの又は平成21年 3 月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
保 健 師	昭和54年 4 月 2 日以降に生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は平成21年 3 月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
警 察 保 健 師	昭和54年 4 月 2 日以降に生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は平成21年 3 月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者（試験区分「電気」、「学校事務」、「保健師」、「警察保健師」、「診療放射線技師」、「作業療法士」及び「司書」を除く。）
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場		合 格 発 表
第1次試験	平成20年9月28日(日) 受付時間 8:40~9:00	松江市	くにびきメッセ (松江市学園南)	10月9日(木)に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結果を通知する
	試験時間 9:30~15:00	浜田市	島根県浜田合同庁舎 (浜田市片庭町)	
第2次試験	平成20年10月26日(日) ~29日(水)	松江市	島根県職員会館 (松江市内中原町)	11月27日(木)に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結果を通知する

5 試験の種目、配点及び内容

区分	試験の種類	試験種目及び配点	試験区分	内 容
第1次試験	高校卒業程度	教養試験(300点・ 土木、電気は150点)	全試験区分	公務員として必要な知識及び知能について、択一式による高校卒業程度の筆記試験
		専門試験(150点)	土木 電気	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験
	資格免許職	教養試験(120点)	全試験区分	公務員として必要な知識及び知能について、択一式による短大卒業程度の筆記試験
		専門試験(180点)		専門的な知識及び能力について、択一式又は択一式及び記述式による筆記試験
第2次試験	高校卒業程度及び資格 免許職	面接試験(500点)	全試験区分	職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出)
		作文試験(200点)		文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
		適性検査		職務遂行に必要な適性の検査
		身体検査		職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査(健康診断書の提出)

6 専門試験出題分野

試験区分	出 題 分 野
土 木	数学・物理・情報技術基礎、土木設計、水理、土質力学、測量、土木計画、土木施工
電 気	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器、電力技術、電子技術、電子回路、電子技術情報、電子計測制御

司 書	生涯学習概論、図書館概論、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館資料論、専門資料論、資料組織論、児童サービス論、図書及び図書館史、資料特論、コミュニケーション論、情報機器論
診療放射線技師	放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、診療画像機器学（医用工学を含む。）、診療画像検査学・エックス線撮影技術学、医用画像情報学（画像工学を含む。）、核医学検査技術学（放射化学を含む。）、放射線治療技術学、放射線安全管理学
作業療法士	解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）、作業療法
保健師 警察保健師	地域看護学、疫学・保健統計、保健福祉行政論

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁 1 階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所及び島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「高卒程度請求」又は「資格免許職請求」と朱書きし、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形 2 号）を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込みこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「高卒程度申込」又は「資格免許職申込」と朱書きし、配達記録郵便又は簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として 1 年間とする。

(2) 資格又は免許の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合や、3 の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

9 給与

初任給は、平成20年 4 月 1 日現在、原則として下の表のとおりである。このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。（学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）

なお、給与については、本県の財政事情により、現在、一定割合（6%）の減額措置を実施している。

試験区分	学 歴	年 齢	初任給月額（減額前）
高校卒業程度	高校卒	18歳	140,100円
診療放射線技師 作業療法士	短大 3 卒	21歳	167,000円
保健師 警察保健師	大学卒	22歳	198,300円
司書	短大 2 卒	20歳	152,800円

